

(仮称)新潟市自治基本条例庁内検討メンバー会議(第1回)会議メモ

期日：平成 18 年 2 月 10 日

時間：午後 3 時～5 時

会場：監査特別会議室

【次 第】

1. 市政創造推進室長挨拶
2. 自治基本条例の基本的考え方について
3. 新潟市自治基本条例制定方針について
4. 自治基本条例の構造について

【1. 市政創造推進室長挨拶】

- ・新潟市が新しい分権型政令市を目指す中、住民が地域の経営に参加し責任を果たす、という市民参画の時代が目の前にある。
- ・自分たちの地域をどのように運営するかということがある意味で自治基本条例の役割。
- ・政令市へのスタートと同時の条例施行を考えており、非常にきついスケジュールではあるが、新潟市の自治のバイブル、大綱、自治体の憲法とも言われている自治基本条例策定の意義を考えていただき、皆様のご協力によりいい条例にしていきたい。

【2. 自治基本条例の基本的考え方について】

- ・自治基本条例は、自分たちの自治体の憲法、憲章、進むべき方向性・自治のあり方を盛り込む条例。あるいは住民参画の方針を示すもの。条例のトップの位置づけという言い方をする人もいる。
- ・条例というよりもまちづくりの方向性であり、行政だけでやれるものではない。住民自治の立場からも市民NPOなどと一緒にやっていくことが好ましく、またほんとうに生きた条例にするのが大変である。
- ・自治基本条例には二つの側面があり、一つは市民との協働、一つは職員がきちんとやっているかということ。自治基本条例を作る意義は、住民自治の面もあるが、職員がやっている仕事を見直すきっかけになるということ。職員の意識を変え、少しでも新潟市を良くしていくという意識を持つことが大事。
出先機関や市民課、土木、福祉のような最前線が、自治基本条例を理解し、市民とともにやっていくと認識し、そして 8000 人の職員の意識が変わっていかないといけない。

【3. 新潟市自治基本条例制定方針について】

※事務局より説明

【4. 自治基本条例の構造について】

※事務局より説明

- ・別紙モデル構造図を念頭に検討し，必要に応じて切り分けをしていく。

●最後に事務局より

- ・市民の皆さんといろいろなことを考えるときに，考え方と答えのパターンがいくつかあってもいい。事務局は材料を提供していくが，ほんとうに何が必要か，どう組み立てたらいいかは皆さんで共有する必要がある。
- ・市民参加の話については，他の自治体のように市民の勉強会を重ねて内容を詰めていくという方法もある。これは，検討現場に直接市民が参画するというメリットがある一方，限られた人数になることや，時間がかかるというデメリットもある。
新潟市では，政令市移行を考えている19年4月に間に合わせるため，施行までの期間，HP等で検討過程における論点を適切に情報提供し，常時市民意見の聴取を行うことで，不特定多数の市民参加を目指すこととした。